

北海道中学校体育連盟写真業者選手撮影許可要項

- 1 北海道中学校体育連盟が主催する北海道中学校体育大会の写真撮影（含、ビデオ等の撮影）は、北海道中学校体育大会開催地実行委員長が許可をした業者に限る。
- 2 北海道中学校体育大会の各競技を撮影するためには、大会開催の1週間前までに、開催地実行委員会に撮影許可願いを提出し、撮影許可証を受け取ること。その際、以下の内容が明記された文書の提出を義務づけることとする。
 - ①写真業者の個人情報保護方針
 - ②利用目的の特定
 - ③安全管理に関する措置
 - ④第三者提供の制限
 - ⑤本人からの開示要求及び苦情に対する対応
- 3 北海道中学校体育大会開催地実行委員会より撮影を許可された写真業者は、開催地実行委員会の発行する撮影許可証を身につけ、開催地実行委員会の用意したビブスを着用し撮影すること。
- 4 報道関係者・スポーツ雑誌社等で写真撮影を希望する者は、開催地実行委員会の許可を受け、開催地実行委員会の用意したビブスを借用し撮影すること。
- 5 開催地実行委員会より写真等の撮影を許可された写真業者は、撮影場所・条件等について開催地実行委員会からの指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は、撮影許可を取り消すこともある。
- 6 個人情報・肖像権等の取り扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取り扱いをすること。特に、インターネットを利用した販売については、個人のプライバシーが侵されることのないよう細心の注意を払い、インターネット上では、自チーム及び対戦相手等、最低限の写真のみの限定的な閲覧とし、パスワード等で管理した販売以外を行わないこと。

附則1 本要項は平成23年5月9日制定

附則2 本要項は、平成24年度北海道中学校体育大会夏季大会より施行する。

第1次改正 令和5年11月2日

写真撮影・販売業者運用細則

北海道中学校体育大会各競技の選手撮影をする写真業者（ビデオ、DVD等の撮影・販売業者も含む）は、北海道中学校体育連盟の個人情報保護方針に従うとともに、北海道中学校体育連盟写真業者撮影許可要項と、本運用細則を確認し了解のもとに撮影・販売を行うこととする。

- 1 写真業者とは、北海道中学校体育連盟が主催する北海道中学校体育大会各競技参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売する者をいう。
- 2 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規定」が整備されていない写真業者は、撮影・販売を許可しない。
- 3 販売方法については、事前に開催地実行委員会と協議し了解を得ることとする。
- 4 撮影した写真のインターネットを利用した掲示・公表及びそれをもとにした販売については、自チーム及び対戦相手等、最低限の写真のみの限定的な閲覧の下、パスワード等で管理した販売以外を行わないこと。この細則に違反するような販売を行った写真業者等は、次年度以降全ての種目の撮影を許可されないものとする。
- 5 写真撮影についても、公序良俗に反した行為をした写真業者も次年度から撮影を許可されない。

附則1 本細則は平成23年5月9日制定

附則2 本細則は、平成24年度北海道中学校体育大会夏季大会より施行する。

第1次改正 令和5年11月2日